（様式第1号）（第4条関係）

令和　　年　　月　　日

飯 山 市 長　様

「空き家バンク」登録申込書

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

このことについて、飯山市空き家情報登録制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

1　契約交渉に関わる全てについて、（一社）長野県宅地建物取引業協会長野支部飯山地区協議会へ仲介を依頼します。併せて、（一社）長野県宅地建物取引業協会長野支部飯山地区協議会への情報提供を承諾いたします。

2　登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

情報提供に関する同意書

私は、飯山市空き家情報登録制度要綱（平成22年飯山市告示第62号）の規定による空き家バンク登録に際して、下記の情報を提供することについて同意します。

1 提供目的　　空き家バンク登録にあたり所有権者を確認するため

2 提 供 先　　（一社）長野県宅地建物取引業協会長野支部飯山地区協議会
（飯山市の空き家バンク媒介に関する協定締結事業者）

3 提供内容　　⑴ 固定資産税課税情報（課税台帳・公図）
⑵ 不動産登記情報（土地・建物登記事項証明書）
⑶ 「空き家バンク登録カード」の記載事項
⑷ 上下水道加入情報（上水道本管負担金納付・給水装置台帳・下水道受益者負担金納付・排水設備台帳）

付記⑴ 飯山市は、空き家に関する情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介は、（一社）長野県宅地建物取引協業会長野支部飯山地区協議会（以下「宅建協会」という。）が行います。なお、この場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

付記⑵ 飯山市及び宅建協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、空き家バンク登録申込者の同意を得て取得した個人情報を、空き家バンク登録業務の目的以外に利用いたしません。